

## **岡山県要保護児童対策地域協議会の設置について**

平成16年の児童福祉法の改正により、住民に身近な市町村での虐待の未然防止・早期発見等の取組みが求められることとなった。

虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を行うためには、関係機関の連携による取組みが効果的であることから、市町村では児童福祉法に定められた要保護児童対策地域協議会の設置をすすめ、虐待防止等についての情報交換や支援内容の協議を行っているところである。

県では、県レベルの要保護児童対策地域協議会を設置し、市町村の協議会の活動内容の充実に向けた支援を行うとともに、全市町村における協議会の設置促進を図り、児童虐待防止体制の一層の充実を図る。

### **1 目 的**

虐待を受けているなどの要保護児童の早期発見及び適切な保護を図るために、関係機関の連絡調整・協力の確保を円滑に実施することを目的とする。

### **2 所掌事務**

- (1) 要保護児童等の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議

### **3 構成機関**

構成機関は児童福祉関係、保健医療関係、教育関係、警察・司法関係、人権擁護関係、その他（調整機関となる事務局等）22機関とする。

### **4 今後のスケジュール（予定）**

- 19年 9月1日 設立・公示
- 10月9日 第1回会議の開催

岡山県要保護児童対策地域協議会参加機関名簿（案）

所 属
岡山県保健福祉部
〃 子育て支援課（調整機関）
岡山県生活環境部
岡山県県民局健康福祉部
岡山県中央児童相談所
岡山県女性相談所
岡山県市長会
岡山県町村会
岡山県社会福祉協議会
岡山県福祉施設協議会
岡山県愛育委員連合会
岡山県保育協議会
岡山県民生委員児童委員協議会
〃 主任児童委員連絡部会
岡山県保健所長会
岡山県医師会
岡山県教育委員会
岡山県警察本部生活安全部
岡山県警察本部刑事部
岡山家庭裁判所
岡山弁護士会
岡山地方法務局
合計 22 機関